

兵庫県認証食品認証書

食の安全安心と食育に関する条例第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記の食品を認証します。

令和 7 年 8 月 1 日

株式会社ソネック

代表取締役社長 山本 貴弘 様

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

記

食品名	トマト
確認した内容	- 次の個性・特長を有すること。 ①肥料成分を使い切り廃液を出さない養液循環システム ②環境創造型農業に基づく化学合成農薬低減技術の導入 - 食品の安全に関する法令基準を満たす食品であること。 - 食品の生産履歴が記録されており、消費者の要求に応じて開示できること。
有効期限	令和 7 年 8 月 1 日 から 令和 12 年 7 月 31 日 まで有効とする。
条件	- 生産履歴を継続して記録し、消費者の要求等に応じて常に生産履歴情報を開示できる体制を整備すること。 - 食の安全安心と食育に関する条例に定める受証者の責務に係る事項を遵守すること。 - 認定した生産者及び生産面積はひょうご推奨ブランド農産物生産計画書のとおりとする。



ひょうご
推奨ブランド
HYOGO RECOMMENDED BRAND